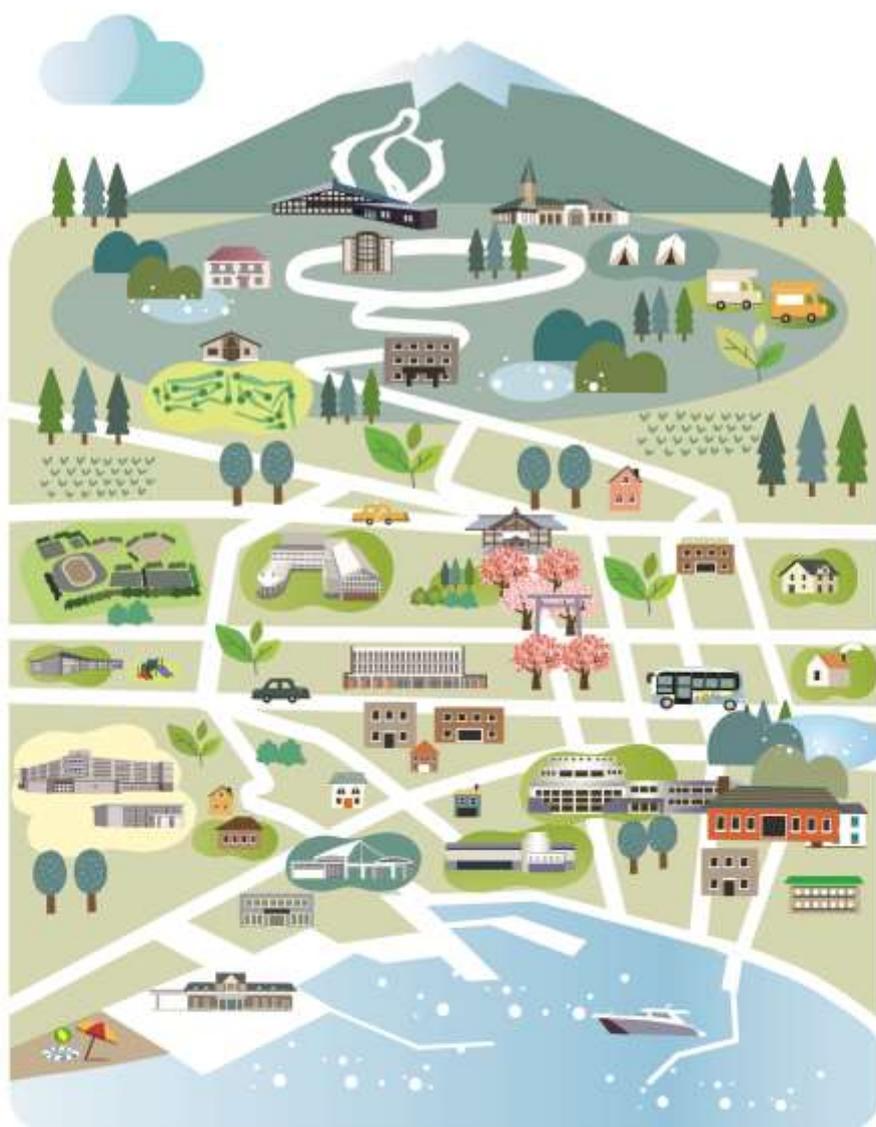


岩内町都市計画マスタープラン

概要版

1章 都市計画マスタープランの概要	1
2章 岩内町の現況と課題	2
3章 全体構想	4
4章 分野別構想	7
5章 地域別構想	11
6章 実現化方策	16
資料 住民意向の把握	17



令和7年3月

北海道 岩内町

1章 都市計画マスタープランの概要

1. 背景と目的

岩内町では、平成17年に、計画期間を令和6年度までとした『岩内町都市計画マスタープラン（以下、本計画）』を策定し、平成27年度には見直しを行い、都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところです。

また、人口減少・少子高齢化社会の更なる進展、空き家や低未利用地等の増加に伴う低密度化による都市機能の低下、自然災害への対応などの従来からの課題に加え、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり、デジタル化の進展、北海道横断自動車道延伸など、大きな社会経済情勢の変化への対応もまちづくりへ反映させていくことが必要となっています。

以上のことから、これまでの岩内町のまちづくりの歴史や方向性、『岩内町総合振興計画』で示した目指すべきまちの姿や土地利用構想を踏まえながら、昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、約20年先を見据えたまちづくりの方向性を示していくため、見直しを行うものです。

また、『岩内町立地適正化計画』は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向けた方針や施策を定めることを目的とするものであり、両計画は相互に連携しながら、一体的に取り組めます。

(参考) コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

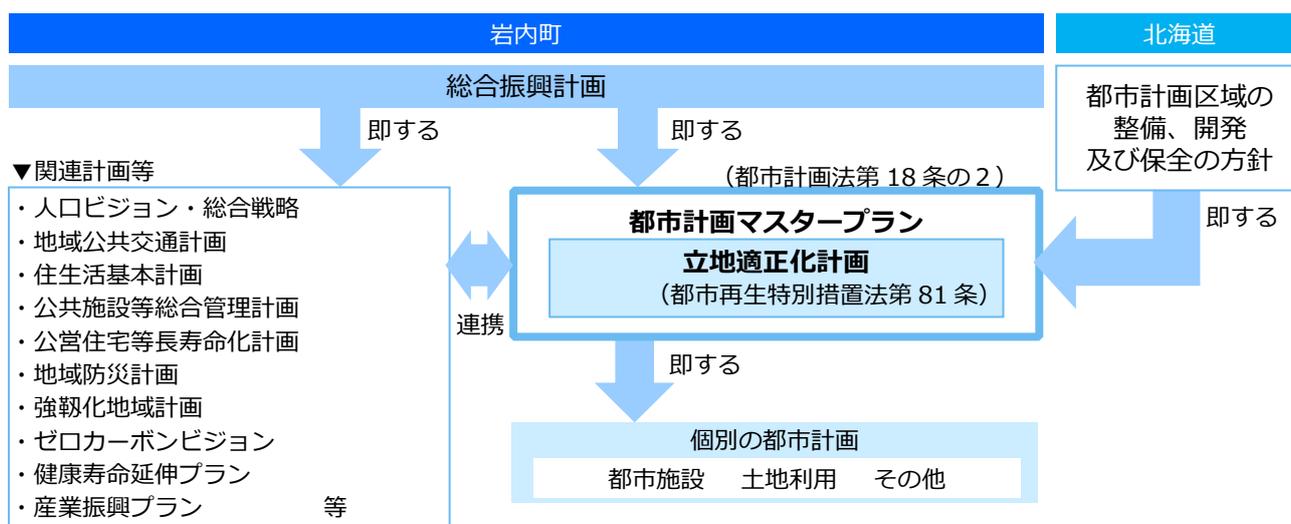
まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築

- 生活利便性の持続・向上
 - 持続可能な都市経営
 - 脱炭素化に向けた都市構造
- 等の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に位置づけられた、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めます。

図 1-1 計画の位置づけ



3. 計画期間・対象区域

○計画期間：令和7年度～26年度とします。

○対象範囲：行政区域のうち、岩内都市計画区域内（岩内町・共和町にわたる都市計画区域、都市計画区域全体で約3,352ha、うち岩内町は約2,606ha）

2章 岩内町の現況と課題

1. 人口・世帯減少進行に対する市街地の対応

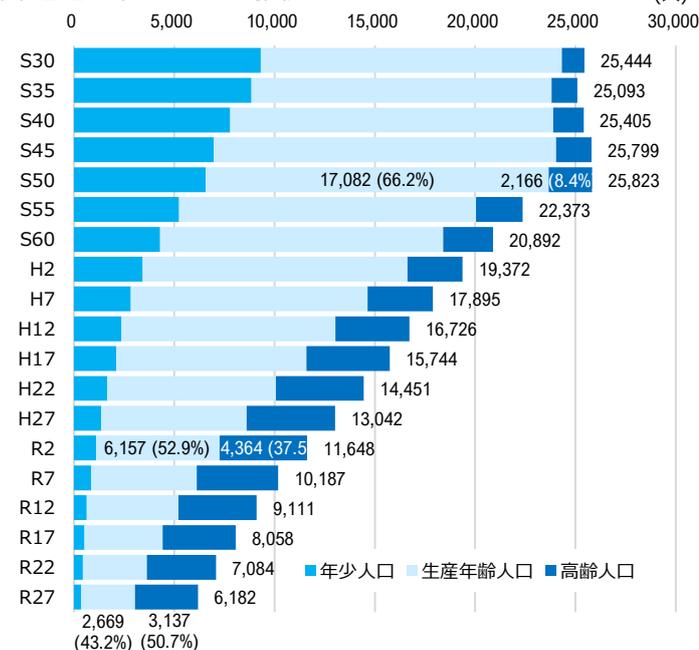
岩内町の人口・世帯数は、ともに減少しており、人口は最多であった昭和 50 年の 25,823 人から、令和 27 年には 6,182 人と 1/4 以下になると推計されています。

特に市街地は、人口が減少している一方で拡大しており、空き地・空き家が点在しているため、その利活用や、老朽化した空き家の除却の促進などの支援策について検討が必要です。

また、用途地域内の縁辺部は農地・原野の未利用地が多くあり、更なる市街地拡大の懸念もあります。

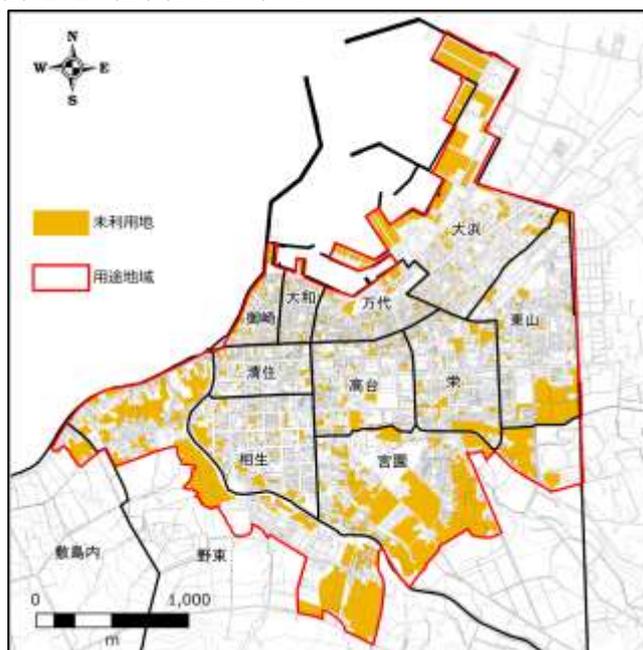
今後のまちづくりにおいては、将来人口規模に合わせた市街地の更なるコンパクト化を進めていく必要があります、そのための誘導方策が求められます。

図 2-1 年齢別人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図 2-2 低未利用地の状況



資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

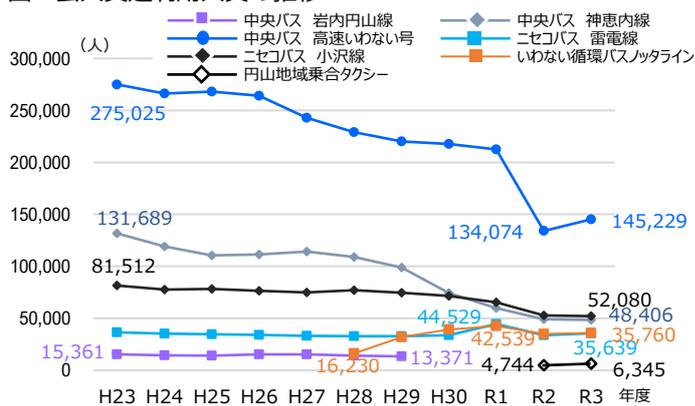
2. 高齢化進行に対するまちづくりの対応

岩内町の高齢者数は、平成 27 年の 4,408 人をピークに減少し、今後も減少する見込みですが、高齢化率は上昇する見込みであり、令和 27 年の高齢者数は 3,137 人、高齢化率は 51%と推計されています。

町内の公共交通を担うバス交通は、一部路線で利用者の減少が続いています。

医療施設や介護・福祉施設は、将来高齢者数を見据えた機能維持が求められる一方で、高齢者等が歩いて暮らせるなど、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりが必要となっています。

図 公共交通利用人員の推移



※中央バス神恵内線は令和6年9月末で廃止、同年10月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行
資料：岩内町調べ

3. 災害リスクへの市街地の対応

岩内町内には、津波浸水・洪水浸水・土砂災害の災害想定区域が設定されています。

津波浸水想定では、第1波到達時間が15分弱と想定されており、短時間での避難が求められる上に、中心市街地が津波想定浸水区域内となっています。現状の課題を更に分析した上で、防災・減災を踏まえた、まちづくり・中心市街地づくりが必要となっています。

4. 個別の都市計画課題

土地利用	課題
①商業地	○商業業務施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加により、特に商業機能が低下しているとともに、観光拠点となるべき道の駅は、利便性が低い状況となっていることから、商業・観光機能の連携と、津波浸水対策などの防災機能の強化が求められています。
②業務地	○生活利便性に資する都市機能施設については、交通利便性等も踏まえながら市民の利便性向上に繋がる適切な区域設定等の誘導が必要です。
③臨港地区	○工場や港湾施設及び物流施設の立地する本地区は、今後の利用動向や、水産業・物流業等と連携を図りながら、適切な土地利用の形成に努め、地域資源である海洋深層水 ¹ を活用した取り組みの継続が求められます。 ○商業地と港湾が隣接している立地特性を活かして、埠頭・夕景等海辺の景観資源など、観光と連携したまちづくり方策も合わせて検討することが重要です。
④住宅地	○人口移動動向や災害リスク、インフラ整備状況等を踏まえながら、適切に居住誘導を図ることが求められます。
⑤リゾート地域 (円山地域)	○海や夕景・夜景を臨む眺望景観、自然景観等を活かした、リゾート地としての土地利用を今後も適切に図ることが求められます。
⑥農業地域・ その他	○農業地域については、今後も引き続き市街化の抑制が求められます。 ○雷電地域など都市計画区域外の雷電海岸から岩内岳にかけては、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の自然公園地域（特別地域）に指定されています。雷電地域については、自然公園内の行為許可者である北海道と協議のうえ、適切な土地利用を図ることが求められます。

5. 都市計画を取り巻く新たな動き

① 働き方・暮らし方の変化への対応

デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、多様な働き方・暮らし方に対応した環境整備が必要となっています。

② 将来的な広域交通ネットワークを見据えたまちづくりへの対応

後志管内では、北海道横断自動車道や北海道新幹線の整備が進められています。

特に、北海道横断自動車道は、今後の共和 IC（仮）の開通により、観光客の増加、物流等の利便性の向上が期待される中で、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

③ SDGs 等を踏まえたまちづくりへの対応

「持続可能な開発目標（SDGs²）」の達成に向けた観点を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。

④ 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりへの対応

『岩内町ゼロカーボンビジョン』に基づいた温室効果ガスの低減、コンパクトな都市構造への転換や、自然環境の保全、防災・減災等も勘案した都市外縁部の自然再生等を進めていく必要があります。

⑤ まちづくり DX に向けた対応

将来的な Society 5.0³の実現に向けて、まちづくりの仕組みを変革し様々な課題を解決する、まちづくり DX⁴への対応が求められます。

¹ 海洋深層水：

水深 200m 以深から汲み上げた海水。低温・清浄・栄養が豊富という特徴がある。水産加工や活魚の輸送、飲食店、化粧品など幅広い用途で使われている。

² SDGs (Sustainable Development Goals)：

持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された国連加盟 193 カ国が 2016～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。

³ Society 5.0：

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

⁴ まちづくり DX (Digital Transformation)：

基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出、または課題解決を図ること。

3章 全体構想

1. まちづくりの将来像

『岩内町総合振興計画』では、基本理念である「健やかなまちづくり」の実現に向けて、「人をはぐくむまちづくり」、「生涯活躍するまちづくり」、「活気あふれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「魅力あふれるまちづくり」を進めるものとしています。

また、将来のまちづくりを担う高校生に対して実施したアンケートでは、10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿を一言で表す、キャッチフレーズ（将来像）として、「楽しい」「笑顔あふれる」「明るい」「やればできる」「この地で育ち、この地を育てる」といった、明るさや協働に係るフレーズのほか、「住み続けたい」「自然の多い」「昔からの自然と伝統」などまちの環境に係るフレーズ等、様々な将来像がありました。

これらを踏まえた、都市計画マスタープランのまちづくり将来像は、以下のとおりとします。

まちづくり将来像

「やればできる！」でまちを変える

～ この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり ～

まちづくりは、町民が主体性を持って、行政と協力しながら進めていくことが大切であり、今後も人口減少が進む中で、町民・事業者・行政が互いに連携し、岩内町のこれまでの歴史や文化を活かしながら、岩内町で生まれ育った子どもたちが再び岩内町へ戻りたくくなるような、まちづくりを行うことによって、子どもから高齢者まで、誰もが健やかに過ごし、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

2. まちづくりのテーマ（目標）

①自然や歴史・地域との

ふれあいのあるまちづくり



岩内町の花、山などの特色ある自然環境の保全を図るとともに、これらの地域資源を活かした、魅力ある都市空間の形成と、歴史的遺産や文化的遺産の保全・継承を図るとともに、住民との協働によるまちづくりを推進します。

②誰もが安全で便利に

暮らせるまちづくり



更なるコンパクトな市街地形成に向けた計画的な土地利用の推進と、道路、公園及び下水道等の都市施設の効果的・効率的な整備・維持管理を図り、快適な住環境の形成と、産業の振興を目指します。

また、子育て環境が充実し、高齢者等が健康的で安心して暮らし続けられる環境整備を進めるとともに、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

③活力とにぎわいあふれる

まちづくり



役場を核とした公的サービス・商業・医療・福祉・教育・文化・スポーツ等の活動を支える都市機能の集積と充実に努めます。

いわないマリパーク周辺は、文化・交流・観光・交通機能を中心として、特色あるにぎわいの核づくりや魅力あるみなとまち空間の創出を目指します。

また、まちなかを歩きながら、楽しみ、心地よく滞在できる空間の創出をめざすとともに、にぎわいと活力ある中心市街地の形成を目指します。

3. 将来人口の設定

国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基本とし、人口減少を見据えたまちづくりを進めます。本計画期間終了年度である令和26年度の人口は、概ね6,400人と設定します。

4. 将来都市構造

(1) ゾーンの形成

○中心拠点ゾーン

サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図り、持続可能な都市経営を目指すとともに、公共交通ネットワークと連携しながら、日常生活における利便性の向上を図ります。

○港ふれあい・観光物流拠点ゾーン

日本海の美しい景観や豊富な水産資源等、みなとまちを満喫できる快適な都市空間の形成を図ります。
また、岩内港を含めた臨港地区については、漁港としての良好な機能を維持するとともに、岩内港工業団地は、日本海側の物流拠点としての機能整備・充実を図り、産業・工業集積拠点の形成を目指します。

○生活拠点ゾーン

市街地のコンパクト化による持続可能な住環境の形成を目指し、商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図ります。

○生活・自然共生ゾーン

コンパクトな市街地形成に向けて、無秩序な市街地拡大や開発を抑制し、未利用地については、適切な管理を図りながら自然再生を進めるとともに、住宅地については、自然環境との共生を図る居住環境など、良好な都市空間の形成を図ります。

○リゾート拠点ゾーン

円山地区を中心として、既存施設の活用や、良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図り、周辺の自然環境等に配慮したリゾート空間の形成を目指します。

○農業・自然共生ゾーン

無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな自然環境の保全を図ります。

(2) 活動軸の形成

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、都市軸等を周辺自治体との広域交通軸とするとともに、町内については循環バスを中心とした面的な交通ネットワークを形成します。

公共交通ネットワークや歩行者ネットワークと各ウォークブル⁵エリア、もしくはウォーキングエリアを結んだ町内全域のウォークブル・ネットワークを形成します。

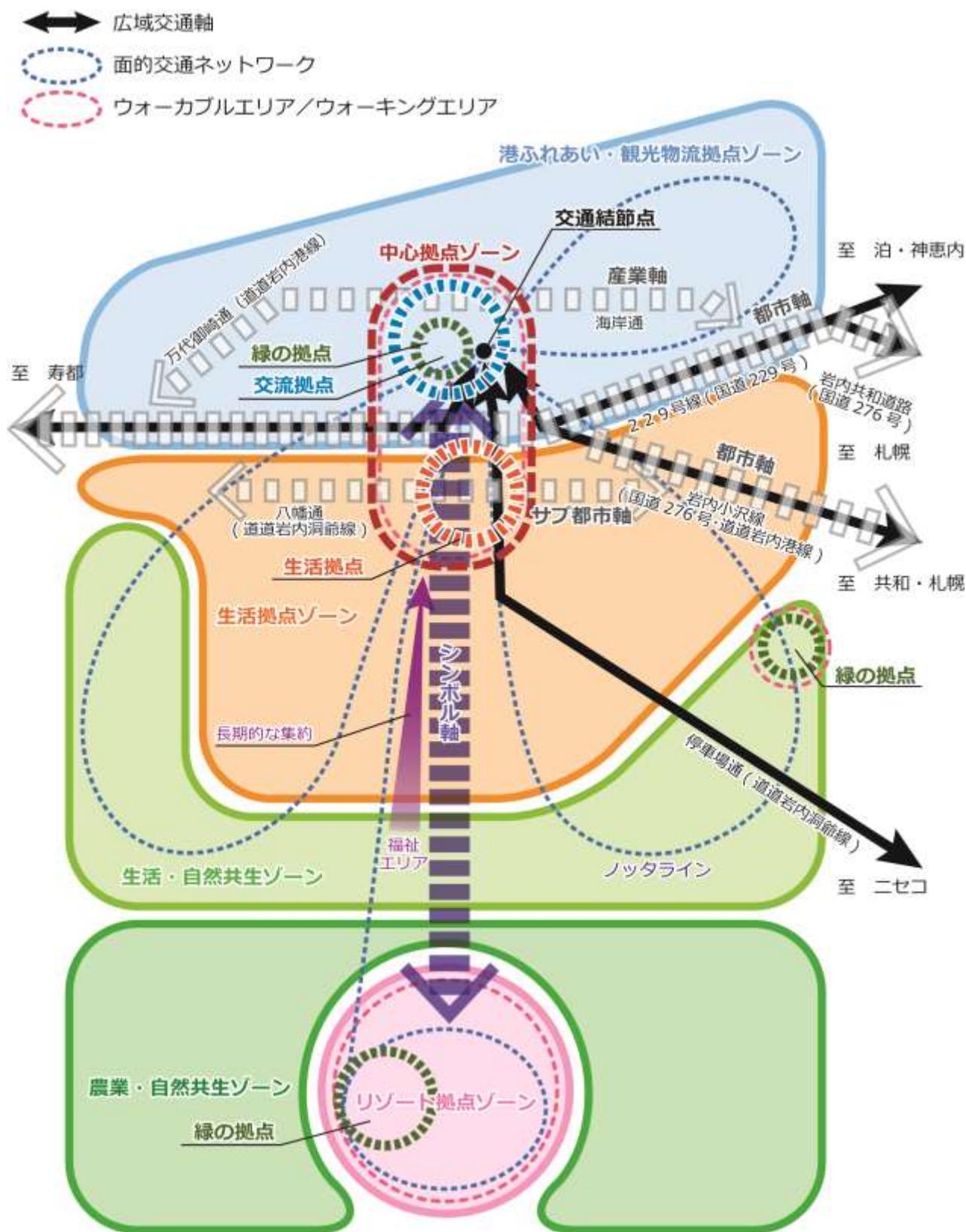
シンボル軸：魅力ある都市空間の形成	交流拠点から寺院の集積ゾーンや岩内神社、岩内高校周辺を経て、旧波止場通（道道野東清住線）から円山地区に至るゾーン
都市軸：市街地の主軸	229号線（国道229号）、国道276号岩内共和道路、岩内小沢線（国道276号・道道岩内港線）
サブ都市軸：都市軸の補完	八幡通（道道岩内洞爺線）
産業軸：港ふれあい・観光物流拠点ゾーンの連絡	万代御崎通（道道岩内港線）・海岸通
交通結節点	バスターミナル
ウォークブルエリア／ウォーキングエリア	中心拠点ゾーン、リゾート拠点ゾーン、岩内運動公園

(3) 都市機能拠点の形成

生活拠点	役場庁舎を中心として、八幡通（道道岩内洞爺線）沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能の集積
交流拠点	文化センターや木田金次郎美術館等の既存施設の活用や、新たな交流機能の導入による、観光・交通・交流機能の集積と、中心市街地との一体化による、みなとまちとしてのにぎわい空間の創出
緑の拠点	いわないリゾートパークを中心とした周辺地域、岩内運動公園、いわないマリンパーク周辺
福祉エリア	現在、介護・福祉施設が立地、コンパクトなまちづくりを推進するため、将来に向けた施設誘導

⁵ ウォークブル（walkable）：歩きたくなる。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを、ウォークブルなまちなかとしている。

図 3-1 将来都市構造概念図



4章 分野別構想

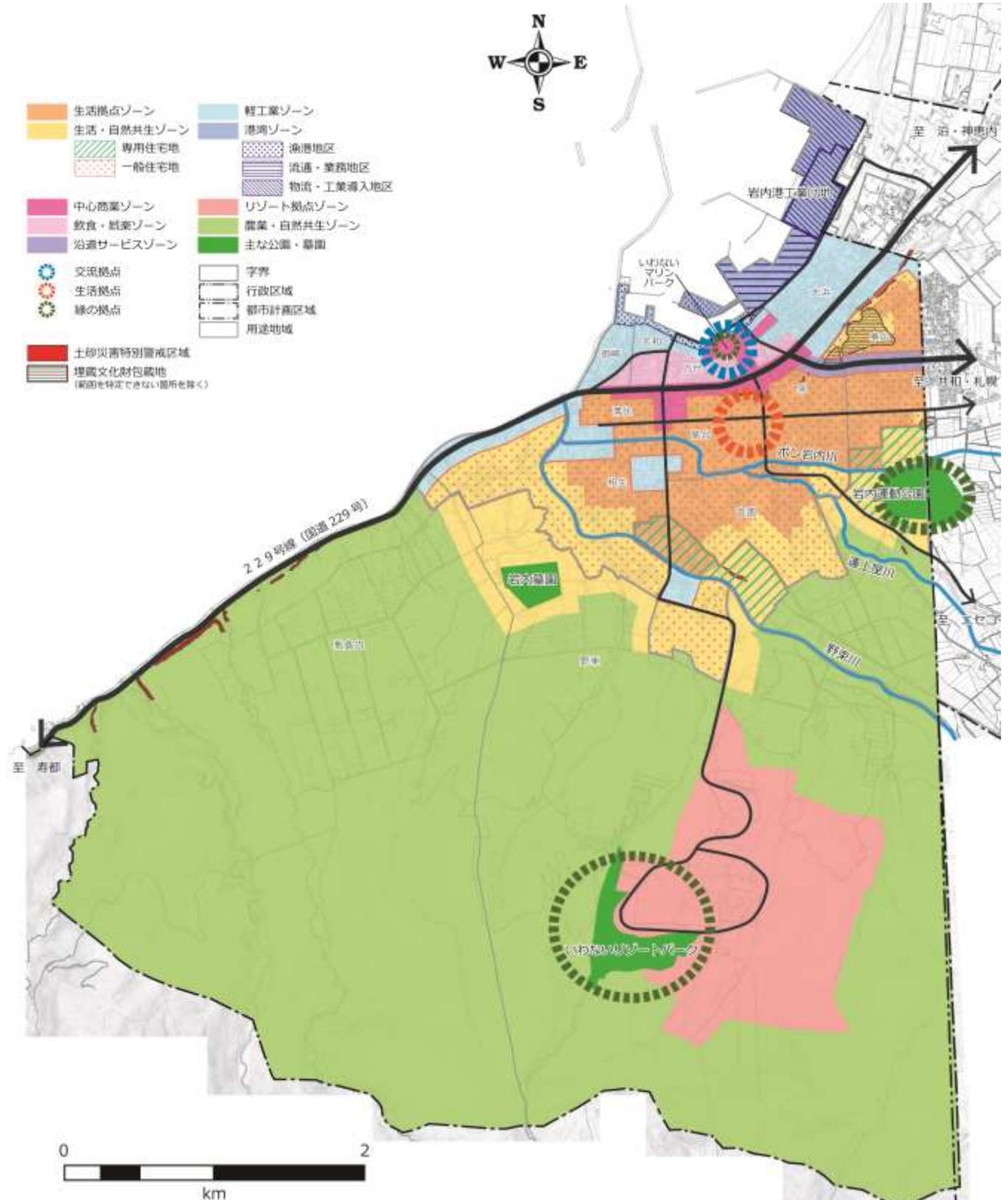
1. 土地利用方針（主な方針）

<p>①生活拠点ゾーン 【住居系】</p>	<p>○北海道横断自動車道共和 IC（仮）の開通による広域交通利便性の向上を見据えて、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）のみならず、倶知安・小樽方面への通勤者の移住定住に繋がるよう、生活拠点を中心に、コンパクトで誰もが健やかに暮らし続けられる住環境の形成を目指します。</p> <p>○洪水浸水想定区域内の住宅地は、良好な住環境の保全を図るとともに、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。</p> <p>○宮園地区のうち一般住宅地については、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着いたある住宅地の形成を図ります。</p> <p>○東山地区及び栄地区は、利便性の高さと良質な住環境が調和した一般住宅地の形成を図ります。</p>
<p>②生活・自然共生ゾーン 【住居系】</p>	<p>○都市的土地利用の範囲は、原則として立地適正化計画に基づく居住誘導区域とその周辺とします。</p> <p>○野東川以南及び以西の野東地区の低層もしくは中層の一般住宅地、宮園地区のうち専用住宅地は、既存の住環境の保全を図り、洪水浸水想定区域内である地域は、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。</p>
<p>③にぎわいと活力のある中心商業ゾーン 【商業系】</p>	<p>○229号線（国道229号）を軸とする商業地域は、商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図ります。</p> <p>○道の駅等の観光施設や、バスターミナル等の交通施設のあり方を再検討し、密接な連携を図りながら、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、ウォークアビリティの高い商業ゾーンの形成に努めます。</p>
<p>④特色ある飲食・娯楽ゾーン 【商業系】</p>	<p>○中心商業ゾーンや観光施設等と連携した飲食・娯楽機能の維持と、空き店舗等の利活用促進による、みなとまちの特色あるゾーンの形成に努めます。</p>
<p>⑤利便性の高い沿道サービスゾーン 【沿道サービス系】</p>	<p>○岩内小沢線（国道276号）沿線の地区は、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れが少ない、多様な沿道サービス施設立地促進による利便性の向上を図るとともに、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努めます。</p>
<p>⑥職住の近接した軽工業ゾーン 【工業系】</p>	<p>○港湾背後の大浜地区、大和・御崎地区は、水産加工施設等が住宅と混在するゾーンと位置づけます。</p> <p>○清住地区や相生地区の一部にみられる住工混在地区及び野東地区の一部に工場が立地していた地区は、当面、軽工業ゾーンとします。</p> <p>○住工混在地区については、市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図り、必要に応じて用途純化の検討を図ります。</p>
<p>⑦物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーン 【工業系】</p>	<p>○漁港地区は、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、いわないマリナーパークに隣接した地区は、中心商業ゾーンと連携した親水・交流空間、観光拠点等の整備を検討します。</p> <p>○流通・業務地区は、海洋深層水を活用した産業業務施設など、港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区に位置づけるとともに、物流・工業導入地区と相互連携しながら、洋上風力発電設備の設置に係る港湾利用の検討等、再生可能エネルギー導入に資する土地利用を促進します。</p> <p>○物流・工業導入地区は、岩内港工業団地として、新規企業の立地促進を図ります。</p> <p>○特定地域振興重要港湾に指定されている「岩内港」は、これまでの港湾の機能を確保しながら、中心商業ゾーンと連携した土地利用を図ります。</p>

⑧自然と調和した環境
【用途地域外白地地域
(特定用途制限地域)】

- 円山地区は、リゾート拠点ゾーンとし、周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図ります。
- 用途地域周辺の地区は、生活・自然共生ゾーンの一部とし、一定の土地利用を認めつつも、開発の抑制を基本とし、用途地域内への誘導を図ります。
- 上記以外の地域については、農業・自然共生ゾーンとし、豊富な農地・森林の環境維持保全に努め、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。

図 4-1 土地利用方針図 (都市計画区域)



2. 交通体系方針（主な方針）

①広域交通ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○岩内小沢線（国道 276 号・道道岩内港線）や、229 号線（国道 229 号）は広域の幹線道路、観光ルートとして、安全対策等を含めた整備促進を図ります。 ○停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路、ニセコ・洞爺方面を連絡する観光ルートとして、通年通行を促進するとともに、関係機関と連携した維持管理を図ります。
②市街地内の幹線道路ネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地内の幹線道路は、緊急輸送道路としての役割や安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図ります。 ○野束川通、野束宮園通の野束川横断区間（起点側）及び公園通（道道野束清住線）の円山通（道道野束清住線）との交差部から停車場通（道道岩内洞爺線）までの区間は、現道が無く、長期未着手の道路区間であることから、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。 ○野束宮園通の終点側区間及び旧波止場通（道道野束清住線）終点側区間は、現道があるものの、長期未着手の道路区間であることから、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。
③公共交通機関等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○『岩内町地域公共交通計画』及び『北海道後志地域公共交通計画』に基づき、既存の路線バスの維持による利便性確保と、町内循環バス及び円山地区の乗合タクシーによる、町内の面的な公共交通ネットワーク形成を図ります。 ○交通広場については、現在の機能確保を基本としながら、周辺の土地利用状況によっては、必要に応じた廃止・変更等の検討を進めます。
④歩行者ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者・自転車利用者双方の安全で快適な通行の確保に向けた整備を推進します。 ○中心拠点ゾーンと周辺の商業地・臨港地区が一体となった、回遊性のあるウォーカブル・ネットワークの形成を目指し、歩行空間の整備推進を図ります。 ○道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りを「シンボル道路」、寺社や各種遺跡が集積する岩ヶ嶺通りを「歴史の散歩道」、マリパークから旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地までを「海辺の散歩道」、野束川や運上屋川及びポン岩内川の河川空間を「川辺の散歩道」と位置づけ、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備推進や維持管理を図ります。 ○ウォーキングエリアである岩内運動公園及び円山地区は、中心市街地、岩内運動公園、円山地区を公共交通ネットワークで結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成し、各地区の特色を活かした歩行空間の整備推進を図ります。

3. 公園・緑地方針（主な方針）

①住区基幹公園の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備推進を図ります。 ○いわないマリパークは、岩内港周辺、道の駅周辺との一体的な土地利用・拠点整備がなされるような空間形成に向けた検討を行います。
②都市基幹公園の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○運動公園（岩内運動公園）や総合公園（いわないリゾートパーク）は、町民の健康増進に資するウォーキング空間としての整備・活用を図ります。
③特殊公園等の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○岩内墓園は、適正な維持管理・活用を図ります。 ○含翠園の維持管理及び保全を推進し、シンボル道路沿道の景観形成を図ります。
④その他の公園・広場・レクリエーションの整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○新港地区における、新港地区緑地の活用を図ります。 ○いわないリゾートパークを中心とした周辺地域は、ウォーキングエリアとしての空間形成を目指します。
⑤緑化ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地・街路樹・川辺等を結ぶ緑化ネットワークの形成により、緑溢れる歩行者ネットワーク及び市街地の形成を目指します。

図 4-2 交通体系方針図（用途地域内）



4. 都市防災方針（主な方針）

① 準防火地域の指定

- 現状の準防火地域内は、依然として古い建築物が立地している地区もあり、引き続き、地区内の防火性能を維持しつつ、建築物の建替え更新を促すことで環境の改善を図っていきます。
- 今後、大浜地区北側の浜中大通より東側の地域、及び旧波止場通（道道野束清住線）周辺の清住地区及び高台地区の229号線（国道229号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区における用途転換に向けた変更を行った場合の当該地域等、住居系・工業系用途地域について、延焼の危険性等の評価上支障なければ、準防火地域の縮小を検討し、指定区域の適正化を図ります。

5. その他都市施設の整備方針（主な方針）

- 岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は、民間所有の施設ですが、都市施設の市場として、整備等の計画を踏まえ、適正な維持保全または建替整備等を行い、必要に応じた都市計画変更の検討を行います。
- 岩内町霊苑は、都市施設の火葬場として、機能の維持保全に努めます。
- 岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による岩内地方衛生組合にて施設の稼働を行っている、岩内地方最終処分場及び岩内地方清掃センター（ごみ焼却場）の維持管理を図ります。
- 将来的な土地利用方針と整合性を図りながら、下水道の計画的な整備・維持管理を推進するとともに、整備地区内での下水道接続率の向上を図ります。

5章 地域別構想

全体構想及び分野別構想の方針に沿って、地域別（商業・臨港地域、市街地地域、郊外・リゾート地域）のまちづくりにおける基本的な方針を定めます。

1. 商業・臨港地域

(1) 地域の将来像

みなとまちの中心であったこれまでのまちづくりを踏まえて、町民が集い、憩い、交流するとともに、観光客が最初に訪れるような“まちの顔”を創出していき、“まちの顔”を中心としながら、港と一体となった、にぎわいが溢れるまちなかづくりを目指します。

港を活かした、“まちの顔”の創出とにぎわいあふれるまちなかづくり

(2) 地域づくりの基本方針（主な方針）

① 土地利用方針

◆生活拠点ゾーン【住居系】

○津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域内である地域については、防災・減災に資する住宅地の形成に努め、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた居住誘導区域を設定し、居住の誘導を図ります。

◆中心商業ゾーン【商業系】

○商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図るとともに、生活利便性を活かした高齢者向け住宅・施設や町営住宅の供給等、まちなか居住の促進を図ります。

○交流拠点である、いわないマリニパーク、文化センター、木田金次郎美術館、道の駅、岩内バスターミナル等が立地する地区については、周辺地区と連携した親水空間、交流・観光・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出を目指した、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

○旧波止場通（道道野束清住線）周辺の清住地区及び高台地区の229号線（国道229号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区については、商業系の施設がほぼみられず、商業系土地利用の必要性が低下しているため、生活利便性の高い住宅地としての利用促進が図られるよう、必要に応じて用途転換の検討を行います。

◆飲食・娯楽ゾーン【商業系】

○商店街が自ら行う、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくり、空き地を活用したイベントの実施や周辺の回遊に繋がる有効活用、国道の植樹帯等を活用した花の植栽等を促進し、住民・商店街等との協働による、にぎわいのある地域づくりを目指します。

◆港湾ゾーン【工業系】

○漁港や岩内郡漁業協同組合地方卸売市場など、漁業関連施設の立地する漁港地区は、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、新たな“まちの顔”と連携した、親水・交流空間等の整備を検討します。

○臨港地区については、今後、港湾に関する計画を定め、適切な土地利用を図ります。

② 交通体系方針

○産業軸として位置づけられる道路のうち、海岸通については、未整備区間の整備推進を図ります。

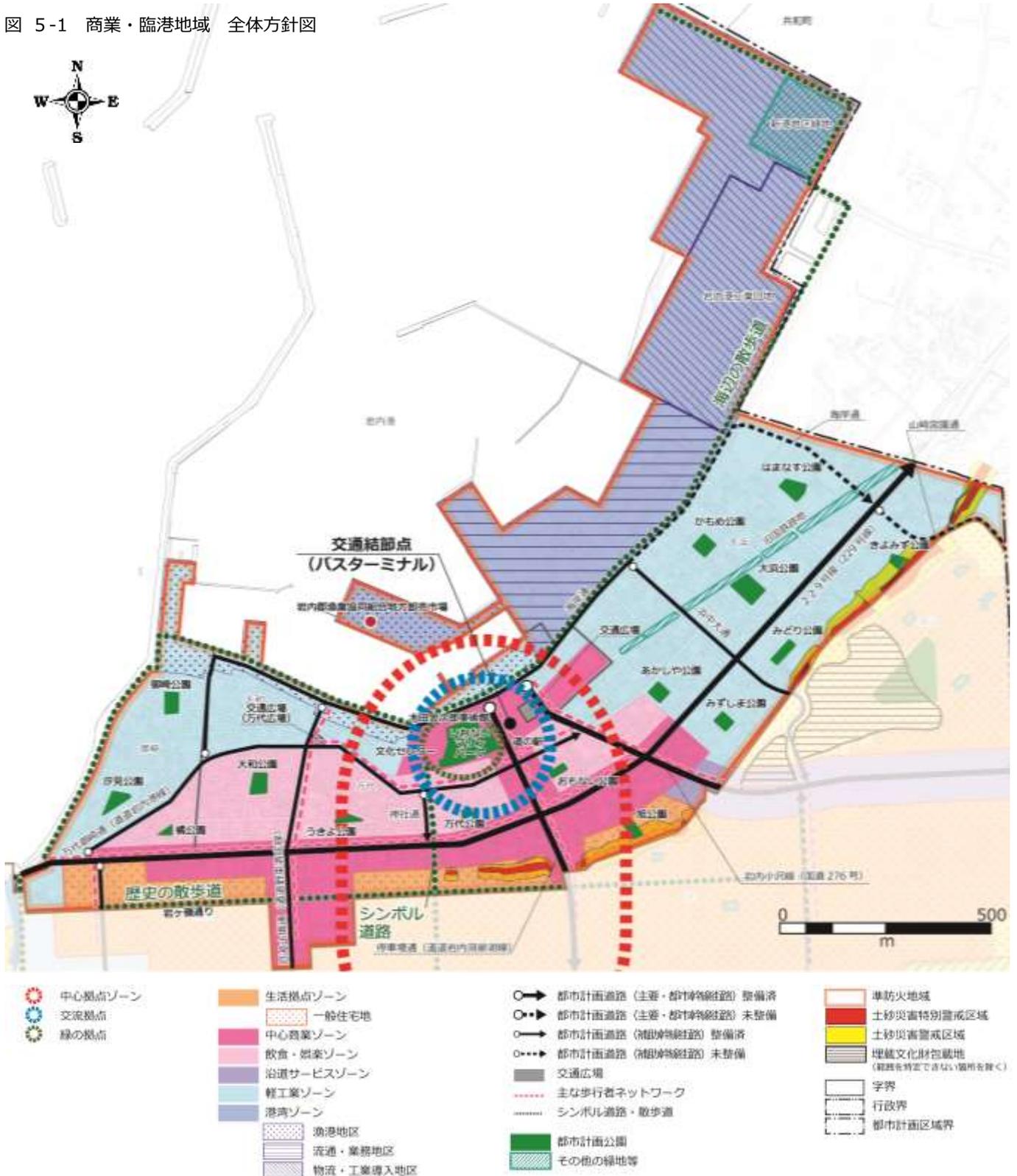
○中心拠点ゾーンと周辺の商業地・臨港地区が一体となった、回遊性のあるウォークアブル・ネットワークの形成を目指し、まちなかの快適な歩行空間の整備推進を図ります。

○都市軸である229号線（国道229号）は、流雪溝の維持・保全による冬期間の快適な歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地方針

- 既存の街区公園については、これまでの大火による都市計画の歴史を踏まえて、今後も維持管理することとし、周辺住民の意向を踏まえた有効活用について、検討を行います。特に、飲食・娯楽ゾーン内にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。
- いわないマリパークは、「緑の拠点」として岩内港周辺及び道の駅周辺の新たな“まちの顔”の創出を目指した、一体的な空間整備を図ります。
- 新港地区緑地は、北東側の海水浴場（共和町）との連携した活用を検討し、必要に応じた環境整備を図ります。
- 岩内港といわないマリパークを連絡する海岸通を経て、新港地区緑地や新港護岸の遊歩道及び海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク（海辺の散歩道）の形成を目指します。

図 5-1 商業・臨港地域 全体方針図



2. 市街地地域

(1) 地域の将来像

岩内大火で難を逃れた、貴重な歴史的遺産の保全・継承を図りながら、更なるコンパクトな市街地形成に向けた計画的な土地利用の推進による、誰もが安心して、便利に暮らせるまちづくりを目指します。

歴史にふれながら、誰もが便利に暮らせる コンパクトな市街地の形成

(2) 地域づくりの基本方針（主な方針）

① 土地利用方針

◆生活拠点ゾーン／生活・自然共生ゾーン【住居系】

- 生活拠点である、役場を中心とした八幡通（道道岩内洞爺線）沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能が集積した地区については、それらの機能維持と更なる利便性向上を目指すとともに、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりを目指します。
- 生活拠点ゾーンについては、居住の誘導を図り、点在する空き家の解消や発生抑制に向けた取り組みを進めます。
- 洪水浸水想定区域内である地域については、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。
- 東山地区の土砂災害特別警戒区域や埋蔵文化財包蔵地など、これらに該当する地区については、市街化を抑制します。
- 義務教育学校開校に伴い閉校する小中学校については、今後も継続的な土地利用を図ることとし、地域とのふれあいの場や、引き続き災害時における避難所としての活用など、周辺の住環境の維持や機能向上を図るための活用を検討しており、必要に応じた用途転換の検討を図ります。
- 生活・自然共生ゾーンで、長期にわたり都市的土地利用が図られていない未利用地については、今後の開発動向を踏まえながら、住宅地化を抑制する必要がある場合には、用途地域を縮小し特定用途制限地域を定める、または、立地適正化計画にて居住調整地域の設定を検討するなど、自然再生を原則とした適正な規制誘導について検討します。

◆軽工業ゾーン【工業系】

- 市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図り、必要に応じて用途純化を検討します。

② 交通体系方針

- 観光ルートや通学路として重要な役割を果たす公園通（道道野東清住線）、薄田通、高校前通及び円山通（道道野東清住線）の整備促進を図ります。
- 旧波止場通（道道野東清住線）は、公園通（道道野東清住線）を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、公園通（道道野東清住線）までの区間の整備促進を図ります。
- 野東、敷島内地区の229号線（国道229号）沿線から山側への避難路について、既存の道路の活用も含めてその確保を検討します。
- シンボル道路である、道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りや、歴史の散歩道である、寺社や各種遺跡が集積する岩ヶ嶺通りは、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備促進を図ります。
- 野東川、運上屋川及びポン岩内川は、治水対策とともに、河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成を目指します。
- ウォーキングエリアである岩内運動公園は、中心市街地、円山地区と公共交通ネットワークで結ばれた町内全域のウォークブル・ネットワークを形成します。

③ 公園・緑地方針

- 地域内に公園が少ない状況であることから、適切配置を図るため、町営住宅等跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、街区に居住する住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備を推進します。
- 既存の近隣公園（東山公園）及び街区公園（相生公園、風っ子公園）は、適切な維持管理による活用を図ります。
- 岩内運動公園周辺は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができ、町民の健康増進に資するウォーキング空間として、公園内の散策路等の整備・活用など、必要に応じた機能向上を図るとともに、義務教育学校開校に伴い閉校する中学校との連携を検討します。
- 歴史的に価値のある含翠園の適正な維持管理及び保全を推進し、シンボル道路沿道の景観形成を図ります。

図 5-2 市街地地域 全体方針図



3. 郊外・リゾート地域

(1) 地域の将来像

地域内の豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然や眺望景観等の地域資源を活かした、観光・レクリエーション空間等、魅力ある地域づくりを目指します。

豊かな自然環境の保全と、自然を活かした魅力ある地域づくり

(2) 地域づくりの基本方針（主な方針）

① 土地利用方針

◆リゾート拠点ゾーン【用途地域外白地地域】

○周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図るとともに、既存のパークゴルフ場、円山展望台、オートキャンプ場、森林公園及びスキー場等が、周辺環境と調和した整備・活用を図りながら、特色ある空間づくりを目指します。

◆生活・自然共生ゾーン【用途地域外白地地域】

○一定の土地利用を認めつつも、開発の抑制を基本とし、用途地域内への誘導を図ります。

◆農業・自然共生ゾーン【用途地域外白地地域】

○今後とも豊富な農地・森林の環境維持のため、その保全に努め、特定用途制限地域により、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。

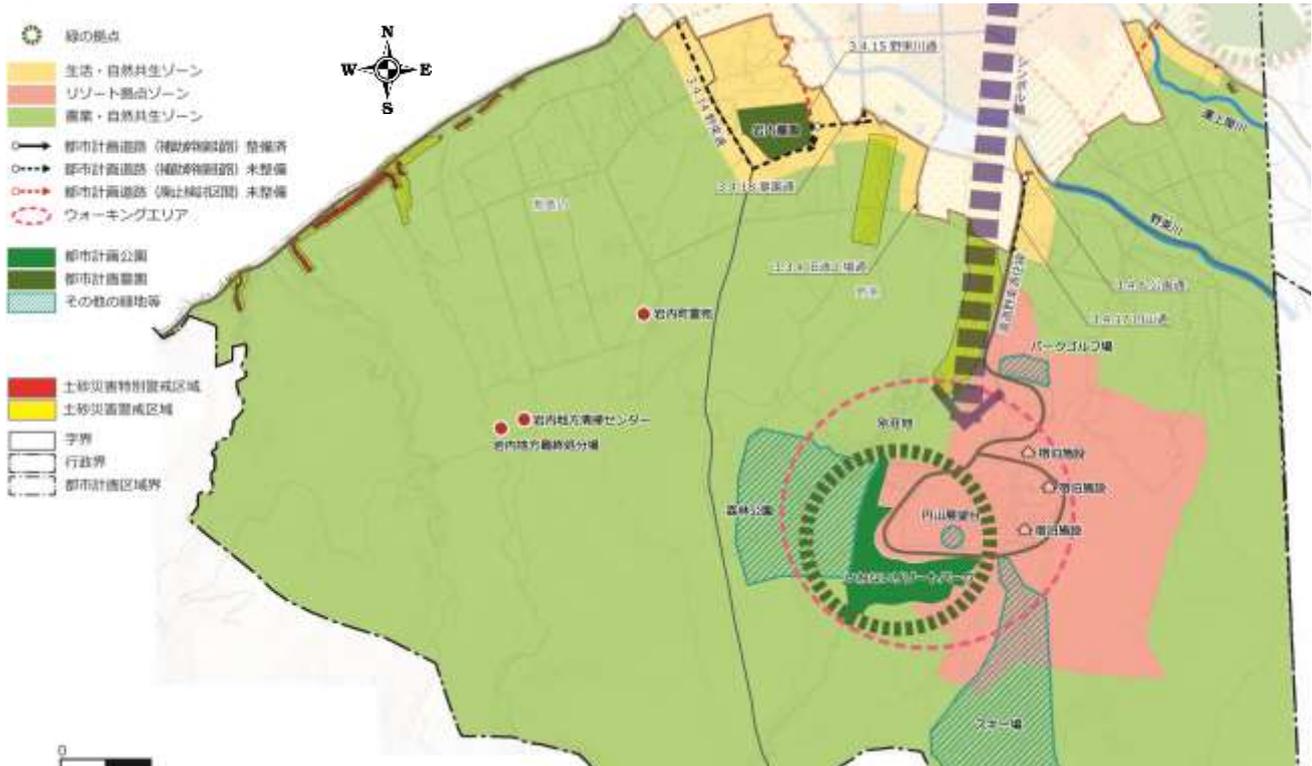
○温泉資源の有効活用や、再生可能エネルギーを活用した陸上水産養殖施設等、地産地消型エネルギーシステムの構築を推進し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努めます。

② 公園・緑地方針

○総合公園（いわないリゾートパーク）を中心とした周辺地域（森林公園など）は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができる、ウォーキング空間の活用を図ります。

○円山展望台、森林公園等は、総合公園（いわないリゾートパーク）と連携しながら、ウォーキングエリアとしての空間形成を目指します。

図 5-3 郊外・リゾート地域 全体方針図

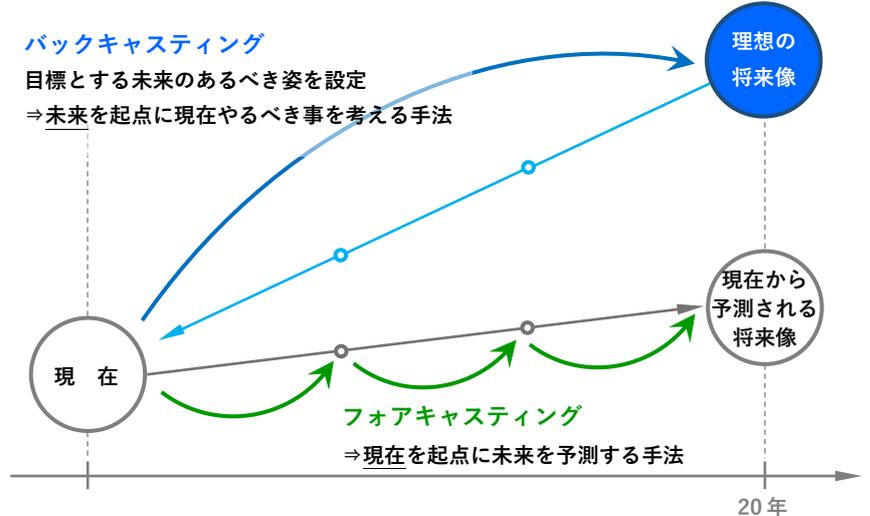


(1) バックキャストによる将来像等の設定

本計画及び本計画の一部とみなす立地適正化計画の策定にあたっては、まちづくり将来像等の基本方針について、バックキャスト（右図参照）を進め、岩内町の理想の将来像を設定しました。

理想の将来像の実現には時間がかかりますが、町民・事業者・行政等は、理想の将来像を共有し、役割分担・連携しながら、実現に向けた「協働」によるまちづくりを推進していきます。

図 6-1 バックキャストとフォアキャスト



(2) バックキャストとフォアキャスト両輪からの施策推進

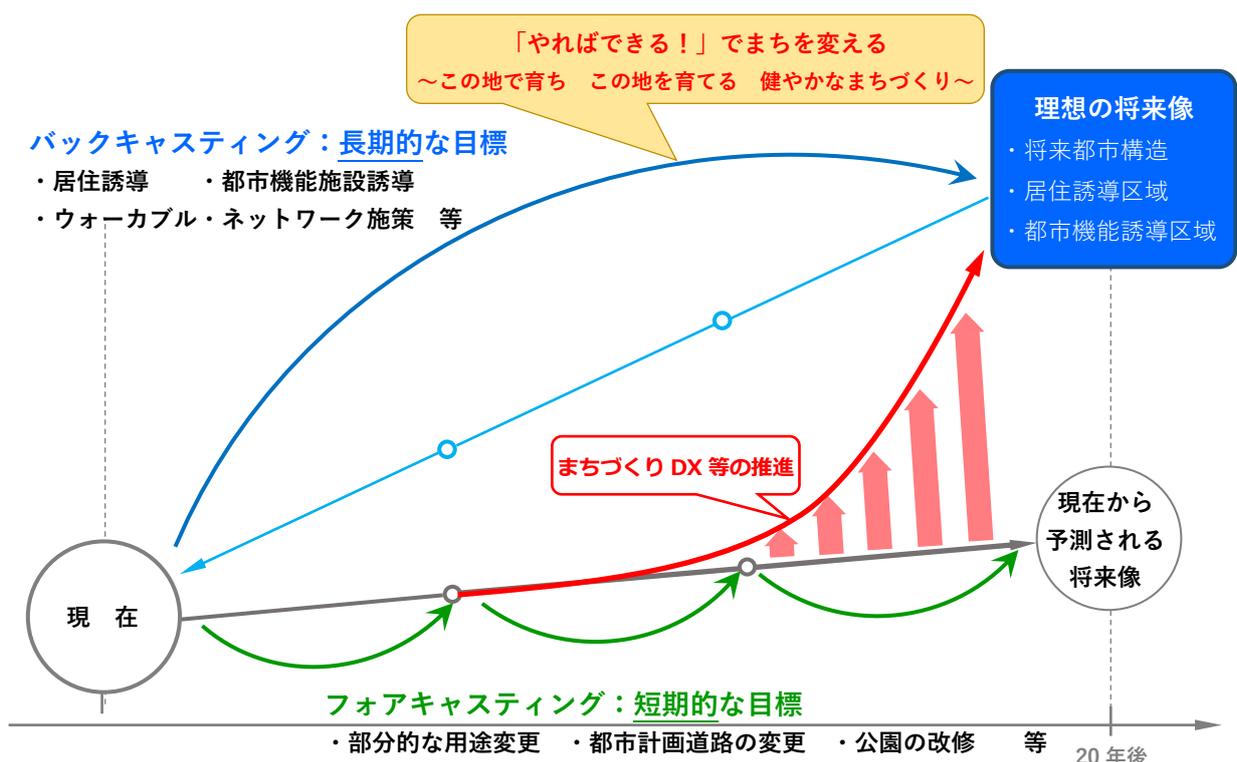
バックキャストにおいては、将来像の実現に向けて、将来像から逆算して、実現するために必要な施策を幅広く考えていくとともに、短期的には成果が得られにくい施策について、定期的な検証・改善のもと、長期的に実行していくことが求められます。

一方、部分的な用途変更、都市計画道路の一部変更等、短期的に達成すべき目標や現状の改善については、フォアキャストによって進めていき、効果的・計画的な事業展開を図ります。

バックキャストによる将来像の設定によって、フォアキャストによる施策においても、理想の将来像を共有することが可能となり、バックキャストの進捗状況や、まちづくり DX 等の社会動向で、ある時点から一気に変化が起こることを見据えていきます。

なお、バックキャストの施策については、立地適正化計画の誘導施策で進めていきます。

図 6-2 バックキャストとフォアキャスト両輪からの施策推進イメージ



資料：住民意向の把握

1. 調査の概要

本調査は、町内の都市機能施設利用状況や公共交通利用状況、都市計画に係るまちづくりの満足度・要望などを把握し、計画策定の参考とすることを目的としています。

表 調査概要

	町民アンケート（以下、「町民」）	高校生アンケート（以下、「高校生」）
調査対象	岩内町在住の満 18 歳以上の方から 1,300 人を無作為抽出	岩内高校在校生 227 人
調査期間	令和 5 年 1 月 4 日～1 月 20 日	令和 4 年 12 月 20 日～12 月 23 日
配布・回収方法	配布は郵送、回収は郵送及び Web による回答	学校を經由した直接配布・回収
回収数・回収率	439 票・33.8%（郵送 380 票、Web59 票）	133 票・58.6%

2. 主な調査結果

(1) 中心市街地や市街地の利用状況について

本調査における岩内町の中心市街地は、概ね右図の太線で囲まれているエリアとします。

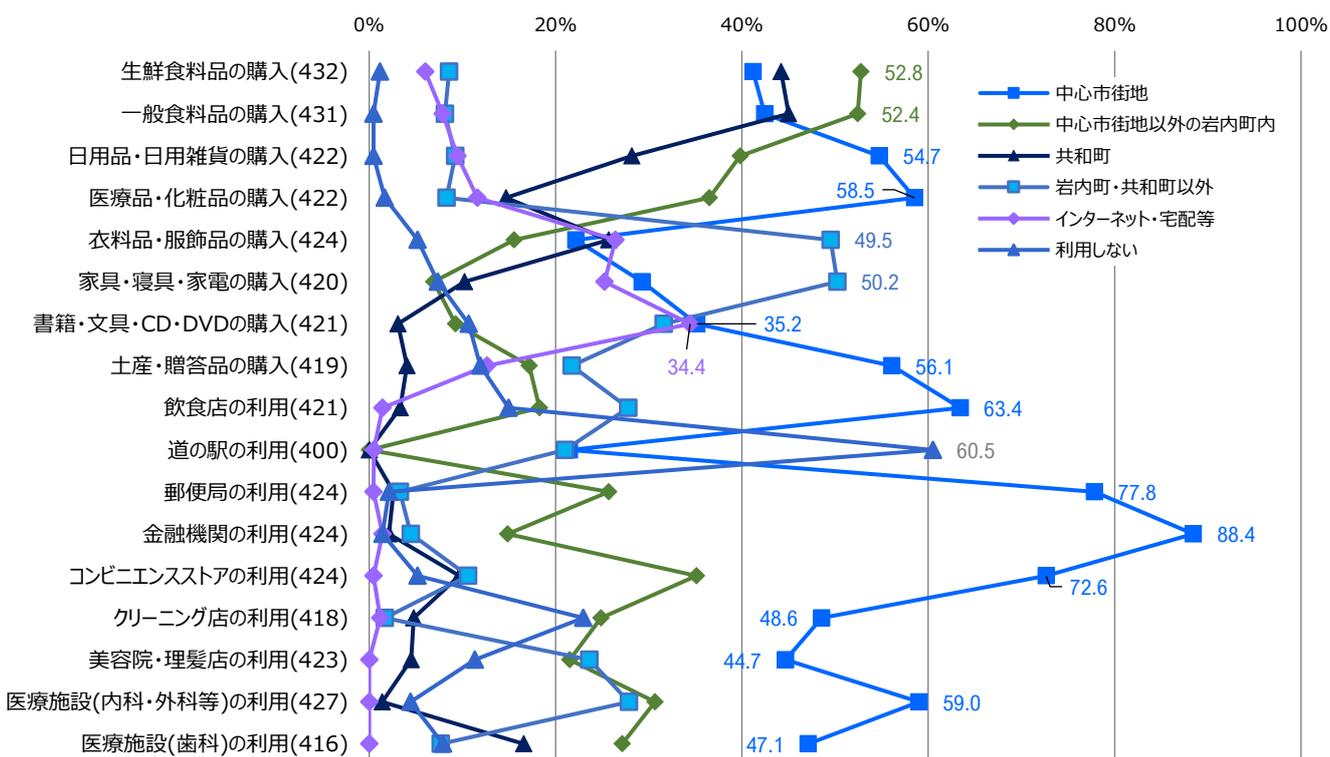


① 目的別購入や利用する主な施設の場所（町民・複数回答）

購入や利用する主な施設の場所（複数回答）のうち、「中心市街地」は、「金融機関の利用」（88.4%）、「郵便局の利用」（77.8%）、「コンビニエンスストアの利用」（72.6%）、「飲食店の利用」（63.4%）、「医療施設（内科・外科等）の利用」（59.0%）等 12 項目で最も高くなっています。

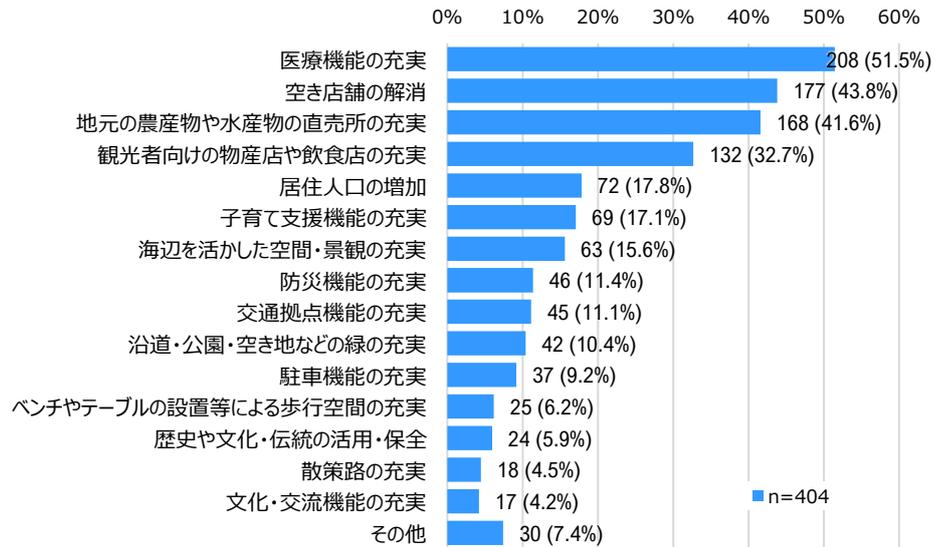
「中心市街地以外の岩内町内」は「生鮮食料品の購入」（52.8%）及び「一般食料品の購入」（52.4%）が最も高くなっています。

「道の駅」は「利用しない」が 60.5% で最も高くなっています。



② 中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（町民・複数回答）

中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（複数回答）は、「医療機能の充実」が51.5%で最も高く、以下、「空き店舗の解消」が43.8%、「地元の農産物や水産物の直売所の充実」が41.6%、「観光者向けの物産店や飲食店の充実」が32.7%となっています。

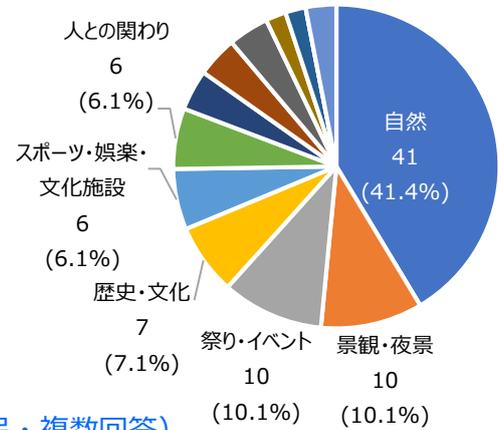


(2) 岩内町のまちづくりについて

① まちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ

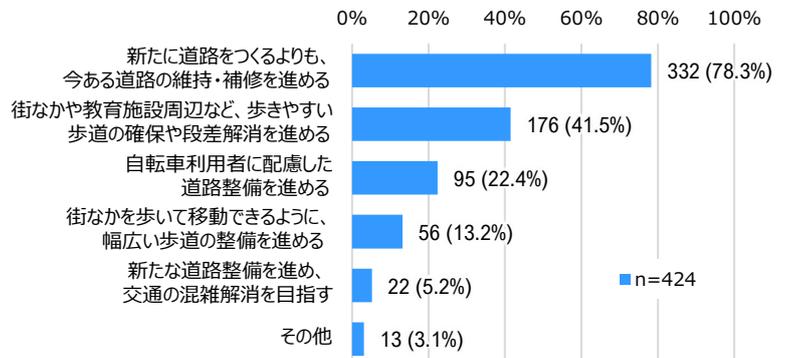
（高校生・自由記述）

高校生のまちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ（自由記述）は、「自然」に関する回答が多く、また「祭り・イベント」、「人との関わり」などソフトに関する回答も多くなっています。



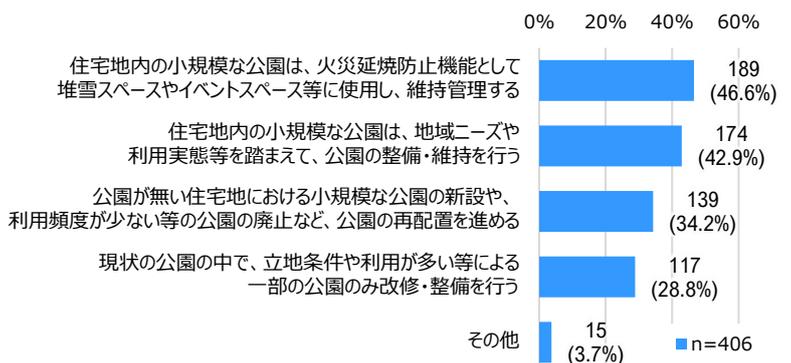
② 今後の「道路・交通施設」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「道路・交通施設」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「新たに道路をつくるよりも、今ある道路の維持・補修を進める。」が78.3%で最も高く、次いで「街なかや教育施設周辺など、歩きやすい歩道の確保や段差解消を進める。」が41.5%となっています。



③ 今後の「公園・緑地」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「公園・緑地」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「住宅地内の小規模な公園は、火災延焼防止機能として堆雪スペースやイベントスペース等に使用し、維持管理する。」が46.6%で最も高く、「公園が無い住宅地における小規模な公園の新設や、利用頻度が少ない等の公園の廃止など、公園の再配置を進める。」が34.2%となっています。





発行：岩内町建設経済部 都市整備課
TEL (0135) 67-7097 (直通)